

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 19



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓 令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

訓 令

鹿 児 島 県 訓 令 第 8 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程 (平成19年鹿 児 島 県 訓 令 第 18 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

別表第 1 の表 6 の項第 2 号中「13の 6 ③」を「13の 6 ⑤」に改め、同項第 3 号中「, 宿日直勤務命令及び別勤命令」を「及び宿日直勤務命令」に改め、「, 訓令10」を削り、同項第 5 号中「並びに職員の」の次に「休憩時間の変更の承認,」を加え、「4, 9」を「4, 5 ②③, 9」に改め、同項第11号中「13の 3 ①②」を「13の 3 ①③」に改め、同項第12号中「部分休業一部取消報告書」を「第 1 号部分休業一部取消報告書」に改め、同表 7 の項第 1 号中「移転料支給対象期間」を「家族移転費支給対象期間」に、「23③」を「20②」に、「7の 2」を「9」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「23③」を「20②」に、「7の 2」を「9」に改める。

別表第 4 総務企画部の表25の項第 2 号中「9 ③」の次に「〔8 ①〕, 10④〔8 ①〕」を加える。

別表第 4 保健福祉環境部の表 8 の項第 4 号中「30の18の 4 ①」を「30の18の 5 ①」に改める。

別表第 4 建設部の表33の項第17号中「又は連帯保証人不要」を削り、「11① I ②③④⑥」を「11① I ②③⑤」に改め、同項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第26号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表36の項第 3 号中「又は連帯保証人不要」を削り、「11① I ②③④⑥」を「11① I ②③⑤」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。